

国立大学法人愛媛大学学生海外派遣(国際学会参加)プログラム実施要項

令和5年1月11日
制 定

(趣旨)

第1 この要項は、愛媛大学国際交流奨学金規程第2条に基づき、第4期中期目標・中期計画において設定した評価指標「学生の年間海外派遣者数を第4期中期目標期間末までに、年間630人以上」を達成するために実施する「学生海外派遣(国際学会参加)プログラム」について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2 本プログラムは、本学学部学生及び大学院生の国際学会等への参加を促し、学術研究の活性化、国際貢献及び国際交流に資することを目的とする。

(事業期間)

第3 本プログラムの事業期間は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(対象者)

第4 派遣対象者は、本学に在学する学部学生及び大学院生(愛媛大学学則第52条から第55条まで及び愛媛大学大学院学則第57条から第60条までに定める学生を除く。)とする。

(対象となる国際学会等)

第5 本プログラムによる支援の対象は、次の各号のいずれにも該当する国際学会等とする。

- (1) 国外で開催される学会(オンラインにより開催される学会を含む。)であること。
- (2) 国際的な学会、国際的な学会の共催又はこれらと同等以上の団体により開催される学術集会であること。
- (3) 不特定・複数の国からの参加者があること(集会の名称が国際セミナー、国際シンポジウム等であっても、例えば交流協定校間での合同研究発表会等、参加者の範囲が限られ小規模なものは対象とならない。)
- (4) 派遣者自身が口頭発表者又はポスターの説明者となっていること(発表者の連名に入っているだけでは対象とならない。)

(派遣期間)

第6 派遣期間は、2週間未満とする。

(支援金額及び用途)

第7 派遣者には、支援金を給付し、その額は、1人あたり10万円を上限とする。

2 派遣者に給付する支援金の用途は、旅費(航空賃、日当及び宿泊費)及び学会参加費とする。ただし、オンラインにより開催される国際学会等に参加する場合は、学会参加費のみとする。

(申請)

第8 各部局等の長は、各部局で派遣候補者に順位を付して、学長に申請する。

(重複申請)

第9 当該派遣について、本プログラム以外の支援金等にも重複して申請する場合は、申請書にその旨を記載するものとする。

2 重複して採択された場合、他の支援金等を使用しない部分についてのみ、本支援金を使用できるものとする。

(派遣者の決定)

第10 学長は、第8により申請のあった派遣候補者について、学長の下に設置する学生海外派遣審査委員会(以下「審査委員会」という。)に審査を付託し、その審査結果に基づき、派遣者を決定し、各部局等の長に通知する。

(審査委員会)

第11 審査委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 国際連携を担当する副学長又は学長特別補佐
- (2) 愛媛大学国際連携推進機構国際連携推進会議委員のうちから学長が指名する者 若干人
- (3) 愛媛大学教育コーディネーターのうちから学長が指名する者 若干人
- (4) その他学長が必要と認めた者 若干人

- 2 審査委員会に委員長を置き、前項第1号の委員をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。
- 5 審査委員会は、申請書類に基づき審査を行い、審査結果を学長に報告する。

(派遣者の辞退)

第12 各部局等の長は、派遣者決定後、やむを得ない事情により、派遣者を辞退させる場合は、直ちにその理由を付して、学長に辞退届を提出するものとする。

(派遣内容の変更)

第13 各部局等の長は、やむを得ない事情により決定された派遣内容を変更するときは、直ちにその理由を付して、事前に、学長に変更承認申請を行うものとする。ただし、派遣期間中に変更が生じた場合は、この限りではない。

- 2 学長は、前項の申請があったときは、申請から10日以内に、決定された内容を変更し、又は変更しないことを決定し、これを当該部局等の長に通知するものとする。

(保険への加入)

第14 派遣者は、派遣期間中の危険を十分補償する海外旅行傷害保険等に加入するものとする。

(報告書の提出)

第15 派遣者は、帰国後1か月以内に、国際学会等で発表した事実を示すプログラム、講演要旨等の写しを添えた報告書を、当該部局等の長を経由して国際連携支援部へ提出するものとする。

- 2 支援金は、前項の報告書提出後、派遣者に給付する。
- 3 期日までに報告書の提出が無かった場合、又は実施内容が第5の要件を満たしていなかった場合は、支援金の受給資格を喪失する場合がある。

(成果の公開)

第16 本プログラムの実施については、成果を広く一般に公開し、情報発信に努めるものとする。

(事務)

第17 この要項に関する事務は、国際連携支援部において処理する。

(雑則)

第18 この要項に定めるもののほか、本プログラムの実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

- 1 この要項は、令和4年1月11日から施行し、令和4年4月1日から適用する。
- 2 この要項は、第4期中期目標期間の末日に、その効力を失う。ただし、第15に規定する報告書の提出等については、同日後においても、なおその効力を有する。
- 3 国立大学法人愛媛大学学生海外派遣(国際学会参加)プログラム実施要項(平成30年10月3日役員会決定)は、廃止する。